

第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に係る仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 予算額

委託料の上限は 6, 000, 000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和 7 年 5 月 28 日（水）	公募開始
同 年 6 月 10 日（火）	質疑受付締切
同 年 6 月 16 日（月）	質疑に対する回答（予定）
同 年 6 月 20 日（金）	参加申込書の提出締切
同 年 6 月 30 日（月）	参加資格審査の結果通知
同 年 7 月 11 日（金）	企画提案書等の提出締切
同 年 7 月 18 日（金）	第 1 次審査（書面審査）
同 年 7 月 22 日（火）	第 1 次審査結果通知
同 年 7 月 31 日（木）	第 2 次審査（プレゼンテーション審査）
同 年 8 月 6 日（水）	第 2 次審査結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 他の地方公共団体から介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と一体的に策定されているものを含む。）の策定支援に係る業務を受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。

7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式1）により、電子メールで提出するものとし、次に掲げる事項に注意すること。
- ア メール送信にあたっては、必ず電話等で担当課に送信した旨を伝え、担当課が受信したことを確認すること。
- イ メール以外の質問及び提出期間を過ぎた質問は受け付けない。
- (2) 期限 令和7年6月10日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市健康福祉部長寿福祉課 担当：藤田
電話 077-528-2741 ファクシミリ 077-526-8382
電子メールアドレス otsu1437@city.otsu.lg.jp
- (4) 回答方法 令和7年6月16日（月）までに、大津市ホームページに掲載して回答する。

8 参加申込・資格審査

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を1部提出すること。

ア 参加申込書（様式2）

イ 業務実績書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類

a 直近年度の市町村民税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し

(2) 提出期間及び時間 令和7年6月20日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先 第7項第3号に同じ。

(5) 参加資格審査結果

ア 通知方法 提出された書類について参加資格の確認を行い、文書にて通知する。

イ 通知発送予定日 令和7年6月30日（月）

9 企画提案書等の作成・提出方法

(1) 提出書類

参加資格審査を経て参加資格要件を有すると認められたプロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。提出部数は、アからカまでの書類をつづったものを原本として1部及び副本を7部とする。

また、第10項第4号ウに示す評価項目に該当することが分かるように企画提案書等を作成すること。

ア 企画提案提出書（様式5）

イ 会社概要（任意様式）

ウ 業務実施体制調書（様式6）

エ 企画提案書（任意様式 ※A4縦、横書きで15ページ程度）

オ 業務工程表（任意様式）

カ 価格見積書（任意様式）

(2) 書類のつづり方

ア 提案書は、ファイルを用いて、A4版左2穴つづりとする。

ファイルの表紙及び背表紙に「第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務に係る企画提案書」「法人名」を標記すること。

イ 提案書は、提出書類ア～カの順に従い、各書類の間に番号等を記したインデックスをつけた仕切紙を挟みこんだ上、書類をつづること。

※インデックスは、提案書類に直接貼り付けず、必ず仕切紙につけること。

(3) 提出期間及び時間 令和7年7月11日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出先 第7項第3号に同じ。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「プロポーザル審査委員会」という。）が審査を行う。

(1) 委員構成 大津市職員6名

(2) 審査方法

ア 企画提案書を受け付けた参加者が5者を超えた場合は、プロポーザル審査委員会委員による第1次審査（書面審査）を行い、上位5者を選考する。なお、5者以下の場合は、すべての参加者について第1次審査（書面審査）を通過したものとみなす。

イ 第1次審査（書面審査）を通過した参加者を対象に、第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。

(3) 第1次審査（書面審査）

ア 審査予定日 令和7年7月18日（金）

イ 審査結果

(ア) 通知方法 書面審査を受けた全ての参加者に文書にて通知する。

(イ) 通知発送予定日 令和7年7月22日（火）

(4) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 審査予定日 令和7年7月31日（木）

イ 審査場所 第1次審査（書面審査）の結果通知時に詳細な日時及び会場等を通知する。

ウ 審査項目等 次の表を基本に審査を実施し、配点は項目ごとに設定し、委員1人当たりの持ち点は100点とする。また合格基準は、各審査委員全員の採点の合計が配点合計の100分の60以上かつ各審査内容の評価点に0点がない業者を選定する。

No	区分	評価項目	配点
1	支援体制について	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の実績について	5
		総括責任者及び主任担当者の自治体計画策定支援に係る実績・経験等について	5
		支援体制及び市担当者との連携体制について	5
		計画策定までの全体スケジュールについて	5
2	調査・分析について	回答しやすい調査票作成の工夫について	5
		各種調査の分析、支援について	10
		地域包括ケア「見える化」システムを活用した分析について	5
		本市の過去の調査結果との比較分析について	5
3	計画策定について	国の計画等を踏まえた第10期計画の基本的な視点について	10
		国・先進事例・関係機関からの情報等収集能力について	5
		本市の人口や介護サービス利用者、介護サービス利用量等の推計及び保険料のシミュレーションについて	5
		本市の現状と特性を踏まえた提案について	10
		ビジョン達成型事業計画策定に向けた具体的な提案について	5
		提案内容の独創性について	5
4	プレゼンテーション	提案内容の説得力について	5
		取組み姿勢について	5
5	見積価格	見積金額について	5
計17項目			100

エ 審査順 企画提案書を受け付けた順（受付順）に審査する。

オ 提案時間 15分間程度（当日のプレゼンターに、主任担当者となる予定の者を含むこと。）

カ 質疑応答 10分間程度

キ 参加人数 3人以内

ク 審査結果

(ア) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての参加者に文書にて通知する。

(イ) 通知発送予定日 令和7年8月6日（水）

1.1 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.2 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む

上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 3 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 4 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部長寿福祉課 担当：藤田

電話 077-528-2741 ファクシミリ 077-526-8382

電子メールアドレス otsu1437@city.otsu.lg.jp